

庄内町告示第112号

令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するための次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じるため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記1及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策実施要綱」という。）別記2に基づき、就農後の経営発展に資する取組を行う農業者に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、国実施要綱、円滑化対策実施要綱及び庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者等）

第2条 補助金の交付の対象となる者（第4条及び別表において「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（次条及び別表において「補助対象経費」という。）、補助率及び補助対象事業費の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下この条において「交付申請者」という。）は、国実施要綱別記1第6の3に規定する経営発展支援交付申請書（次条において「交付申請書」という。）又は円滑化対策実施要綱別記2第6の3に規定する世代交代・初期投資促進事業交付申請書に事業計画書（様式第1号）を添えて、令和8年1月31日まで町長に提出するものとする。

2 交付申請者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第4条 町長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、規則第7条の規定により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、交付の決定に当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 町長は、前条第2項ただし書きの規定による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 町は、補助金を交付するときは、補助対象者に対し次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 補助対象者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、入札又は見積合わせ（以下この条において「入札等」という。）を行うなどにより事業費の低減に努めなければならない。

(2) 補助対象者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、書面により、農林水産省、山形県及び町から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(事業の着手)

第5条 事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、前条に基づく交付の決定後に行うものとする。ただし、当該事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合は、町の適切な指導を受け、次に掲げる条件を了知の上で、その理由を明記した令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）に係る交付決定前着手届（様式第2号）に工程表等を添えて町長に提出した場合に限り、交付決定前に着手することができる。

(1) 交付の決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じたときは、当該損失は、自らが負担すること。

(2) 交付の決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しないときにおいても異議がないこと。

(3) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号イ及びロに規定する別に定める軽微な変更は、補助金総額の増又は30パーセントを越える減額を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第6条第1項第1号イ又はロの規定により補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）計画変更承認申請書（様式第3号）に変更後の事業計画書を添付して、町長に提出しなければならない。

(事業遅延の届出)

第7条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第2号の規定により町長の指示を受けようとするときは、あらかじめ、補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）遅延届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）実績報告書（様式第5号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は事業実績書（様式第1号）とし、補助対象事業を完了した日から起算して15日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで、町長に報告しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）により、速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。ただし、当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の属する年の翌年5月31日までに同様式により町長に報告しなければならない。

（概算払）

第9条 町長は、補助対象事業の遂行において特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）補助金概算払請求書（様式第7号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、町長に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第10条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、補助対象事業の完了後も、財産管理台帳（様式第8号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第11条 規則第21条に規定する町長が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

- 2 規則第21条ただし書きの規定による町長が定める期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）により定める処分制限期間とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）に係る施設等財産処分承認申請書（様式第9号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 町長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を町に納付させることができるものとする。

（補助金の経理）

第12条 補助事業者は、規則第20条第1項に規定する補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を、当該補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間（補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第21条及び前条第1項の規定により処分が制限されているものに係る帳簿及びその証拠書類については、当該制限を受ける期間）整理保管しておかななければならない。

- 2 この要綱に基づき作成し、整備し、及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成し、整備し、及び保管することが可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助対象事業費の上限額
国実施要綱別記1第5-1の1交付対象者の要件を満たす者	国実施要綱別記1第5-1の2助成対象に定める経費	4分の3	国実施要綱別記1第5-1の3助成額に定めるとおり
円滑化対策実施要綱別記2第5のⅡの1交付対象者の要件を満たす者	円滑化対策実施要綱別記2第5のⅡの2女性対象に定める経費	4分の3	円滑化対策実施要綱別記2第5のⅡの3助成額に定めるとおり

様式第1号（第3条、第8条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳

整備内容	工期		総事業費 (A+B+C)	経費の内訳			備考
	着手予定 年月日	竣工予定 年月日		町補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
			円	円	円	円	
			円	円	円	円	
計			円	円	円	円	

3 事業完了（予定）年月日                      年    月    日

庄内町長

宛

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）に係る交付決定前着手届

令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）について、下記の条件を了知のうえ、交付決定前に着手することとしたので、届け出ます。

記

交付決定前着手の条件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由
円	年 月 日	年 月 日	

添付書類 工程表等

庄内町長 宛

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）について、下記のとおり計画を変更し（、金 円の追加交付（減額承認）を受け）たいので、庄内町補助金の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 整備内容及び経費の内訳

整備内容	工期		総事業費 (A+B+C)	経費の内訳			備考
	着手予定 年月日	竣工予定 年月日		町補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
			円	円	円	円	
			円	円	円	円	
計			円	円	円	円	

備考 変更前の整備内容及び経費の内訳と変更後の整備内容及び経費の内訳とを比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 1 金額の変更がない場合は、（、金 円の追加交付（減額承認）を受け）の部分を除くこと。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更し」を「中止（廃止）し」と置き換えること。

庄内町長 宛

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）遅延届出書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第2号の規定により指示を受けたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業が予定の期間内に完了しない、又はその遂行が困難になった理由
- 2 遂行状況

区 分		内 容 等
年間計画	総事業費	円
	うち町補助金	円
遂行状況	総事業費	円
	うち町補助金	円
	出来高	%
	確認年月日	年 月 日
差引残	総事業費	円
	うち町補助金	円
	完了予定年月日	年 月 日

備考 総事業費には、町補助金、融資額、自己資金その他の合計額を記載すること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）実績報告書

下記のとおり事業が完了したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第13条の規定により関係書類を添付して報告します。

記

1 添付書類 事業実績書

2 事業完了年月日 年 月 日

庄内町長

宛

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号をもって額の確定の通知があった令7年度新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）について、令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

（注） 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

庄内町長

宛

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）補助金について、令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 交付決定額、概算払請求額等

町補助金 交付決定額	既受領額	出来高	今回 請求額	残 額	完了予定 年 月 日	備 考
円	円	円	円	円		

2 添付書類

- (1) 概算払を必要とする理由書
- (2) 資金計画書

3 振込先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

様式第8号（第10条関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

事業実施年度		年度		事業名		令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）									
事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
機械等名	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着手 年月日	完了 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
							町補助金	融資額	その他						
						円	円	円	円	年					
						円	円	円	円	年					
						円	円	円	円	年					

備考

- 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金の返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。

庄内町長 宛

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）に係る施設等財産処分承認申請書

令和7年度庄内町新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業・初期投資促進事業）で取得した財産を下記のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産取得時の状況

事業内容	施工又は設置場所	事業量	事業費	町補助金	備考

- 5 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定期日、処分条件等を記載し、譲渡に当たっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）